

岩手県監査委員告示第 17 号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成 17 年岩手県監査委員告示第 11 号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 5 月 12 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫
岩手県監査委員 平 沼 健
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

〔措置結果通知〕

農 林 水 第 7 1 2 号
平成 18 年 3 月 28 日

岩手県監査委員 川村農夫 様
岩手県監査委員 平沼 健 様
岩手県監査委員 一戸克夫 様
岩手県監査委員 谷地信子 様

岩手県知事 増田 寛也

包括外部監査に係る改善を要する事項の措置結果の通知について

平成 17 年 2 月 10 日付けで包括外部監査人から報告書の提出のあった改善を要する事項（農林水産部）について、別紙のとおり措置しましたので通知します。

記

監査事件名 補助金及び関係諸費の事務

別紙

平成 16 年度包括外部監査の結果に関する措置状況

（農業振興課、流通課、畜産課、緑化推進課）

報告書の内容（指摘事項）	措置結果
1 経営構造対策事業費補助について (1) 一つの工事契約が、複数の工事契約に分断し、随意契約することのないよう、事前の実施計画を綿密に行うべきである。また、単独見積の結果、試算よりも低い場合であっても、より有利な金額を提示する事業者を探索し、複数の見積を徴収すべきである。 (2) 補助事業者における随意契約において、1 社の見積りにならないように、見積りの徴収に努めるべきである。県として適切な指導が必要である。	施工中の建築工事請負者以外が外溝工事を行った場合、本体工事や仮設道路等が競合することとなり、工期内の完成が困難となる等の理由によるもので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 4 号及び第 5 号に該当することから随意契約に附したものであり、適正と判断する。 なお、実施計画の段階で把握し、一括して競争入札に付するなどの検討が十分行われるよう、より一層の指導を実施した。 当該製品を扱うことが可能な業者を選定して見積依頼したが、そのうち 1 社が見積を棄権したため、発生した特殊事例であるが、事業実施主体の財務規則にもある

とおり、「原則3社以上の見積を徴すること」を徹底して指導しており、補助事業においては、本案件以外は発生していない。今後も安易に随意契約となることのないよう継続した指導を行う。

2 アグリビジネス振興対策事業費補助について

(1) 平成13年度の本事業による開発製品の収益納付等状況報告書に記載誤りがあった。補助金返還命令の判断材料となる重要な資料については、県所管課として今後、適正な記載を行うよう指導すべきである。

再三、適切な原価計算を行うよう事業実施主体を通じて指導した。

なお、その後の開発商品の販売実績からは、補助金返還は生じないものと事業実施主体は判断しているが、記載誤りを正し、再提出を求めている。

(2) 平成15年度の収益納付等状況報告書を事業実施主体から徴収していない事例があるので、直ちに事業主体から徴収し、今後は提出期限を遵守すべく事業実施主体への指導を行うべきである。

当該報告書は、事業実施年度の翌年度から5年間にわたり提出を義務化されているものであるが、未だ、提出されていないことから、引き続き事業実施主体に対して提出を求める。

3 農業経営基盤強化促進対策事業費補助について

(1) 電話料金等について、使用割合によって経費を概算計上する場合には、少なくとも毎月の電話会社への支払総額やコピー機会社への実際の支払総額を合わせて出納簿の摘要欄に記載する等し、補助事業の経費の計上と、電話会社等の外部への支払との関係を明瞭にすべきである。県による適切な指導が望まれる。

平成17年度事業実施分から、補助事業の経費の計上と、電話会社等の外部への支払との関係が明瞭になるよう、「予算管理簿」への記載方法の見直しを実施した。

これにより、電話料やコピー料の支払いについて、事業別の支払い明細を明らかにできるようにした。

4 いわて農業担い手支援総合対策事業費補助

(1) 県の補助事業を採択する場合には、当該事業年度開始前（前年度中）に総会を招集して会議を行うべきで、県はそのように指導すべきである。

いわて農業担い手支援総合対策事業事務取扱要領第3条（事業実施主体における事前の手続き）1事業実施主体の意思決定、2収支予算の計上において「あらかじめ総会等の議決を得ること」としており、平成17年4月1日付農振第1号により適正な運用について通知するとともに、関係する要綱・要領等の解説書「岩手県経営構造対策事業等の手引き」を作成配布し、要綱・要領の遵守を指導した。

(2) 国庫補助事業として実施可能であったものを県単補助事業で行う場合には、農業者が安易に県単補助事業に依存する結果にならないように工夫する必要があると思われる。

県の補助事業のあり方として、安易に県単事業に依存することの無いよう、実施前年度の事業要望調査を国庫補助事業への誘導が可能な時期に変更して実施した。

(3) 事業実施主体において、工事等の課税仕入れが発生する場合には、事業実施主体において、消費税等の還付が受けられるようにし、県の交付補助金が最小で済むように、関係者へ周知を図るべきである。

消費税については、免税事業者であっても還付を受けるための制度があることを平成 17 年 4 月 1 日付け農振第 1 号により周知した。

(4) 補助金交付申請書の「入札会報告」では入札結果が省略されている。県において入札の詳細を検査できるように、記載を求めべきである。

入札等の経過について、事業着手届等に入札報告資料を添付させるよう通知した。

(5) 事業完了確認において、現場における検査員においては、工事雑費に留意し、不適切な支出が含まれていないか、領収書等の詳細な証拠資料の査閲と、明瞭な補助金交付請求の作成のための一層の指導が必要である。

工事雑費の使途区分や報告様式は、いわて農業担い手支援総合対策事業事務取扱要領により明確に定められているが、実施及び出来高設計書の「工事雑費」の記載について内訳を明瞭にすることを改めて通知して周知徹底を図った。

5 集落水田農業ビジョン実践支援事業補助について

(1) 実績報告書の金額の中身がわかる明細資料や購入契約書及びその証憑類等を添付し、補助金が何にどのように使われたのかを明確にすべきである。

市町村補助事業確認書の添付書類として、事業実施市町村から左記の証憑類の提出を求め、県の行った事業実施確認書に添付し、補助金の使途を明確にした。

事業完了確認を補助事業者である市町村のみにまかせておくのではなく、市町村が行った補助事業確認書等をも併せて実績報告書に添付することが望ましい。

(2) 事業実施主体におけるパソコン等の購入について、調達における競争確保によりコスト削減の工夫がなされているかを確認するために、県は市町村や事業実施主体に対して契約方法についての指導管理を徹底すべきである。

本事業は平成 16 年度のみのものであるが、今後、市町村が補助事業を導入するに当たっては、価格競争確保に向けて契約方法の改善を行うよう担当者会議で指導した。

6 地域有機物資源活用促進事業費補助について

(1) 交付要綱に規定された事業報告書のうち、「4 営農集団（事業主体又は事業参加集団）の概要」「5 堆肥生産利用計画」「6 完成後の施設機械の管理」に関する箇所の提出を受けていない。

地域有機物資源活用促進事業費補助は、平成 16 年度をもって事業終了していることから、今後同様の補助事業を実施する場合にあっては左記指摘事項を踏まえて、適切に執行することとする。

実際には、既に提出されている「事業『計画書』」と記載内容は同一であり、計画に変更がなかった本件において提出された「情報内容」には不足ないが、その確認の意味を含めて、上記のすべての提出を受けるべきである。

- (2) 補助事業者である営農集団と事業実施主体との関係を明確にし、補助金支出の流れを明瞭にするために、営農集団の受領印のある資料を徴収する等、補助金が最終的に誰に対して支出されたのかを確認できるよう実績報告を改めるべきである。

7 日本短角種集団育種推進事業費補助について

- (1) 実績報告書には、補助金の最終受領者である優良雌牛保留農家及び検定子牛契約生産農家の名簿が添付されているが、補助金の受領を確認できる資料はない。最終受領者の受領印のある資料を徴収する等、補助金が最終的に誰に対して支出されたのかを明瞭に確認できるよう実績報告を改めるべきである。

本事業は、農業協同組合を事業実施主体とする直接補助事業であり、事業実施主体の債務が確定した時点で事業完了としているものである。

なお、左記指摘事項を踏まえて、事業実施主体の支出完了後、受領書等の関係書類の確認等について、検討している。

8 いわて和牛改良増殖対策事業費補助について

- (1) 補助事業者から県に提出される実績報告書には、補助金の最終受領者である優良雌牛保留農家、検定子牛契約肥育農家の名簿が添付されているが、補助金の受領を確認できる資料はない。最終受領者の受領印のある資料を徴収する等、補助金が最終的に誰に対して支出されたのかを県において確認できるよう実績報告を明瞭なものに改めるべきである。

本事業は、農業協同組合を事業実施主体とする直接補助事業であり、事業実施主体の債務が確定した時点で事業完了としているものである。

なお、左記指摘事項を踏まえて、事業実施主体の支出完了後、受領書等の関係書類の確認等について、検討している。

9 優良系統豚造成利用促進対策事業費補助について

- (2) 補助金の算出について、県の交付要領には「定額」という記載しかなく、国の実施要綱等を確認しなければ、補助金の額及びその算定方法を知ることができない。

県の交付要領において、補助金の算出根拠や上限額を明記する等、交付要領の見直しをすべきである。

本事業は平成 17 年度から補助金から交付金に国の制度が変更になることに伴い、国の実施要綱等も変更される見込みであるため、それに併せて県の交付要領の見直しを検討していたが、三位一体の構造改革に係る国庫交付金の見直しにより、同事業について事業制度の見直しを検討することとなり、これに併せて、県交付要領の見直しを検討している。

10 松くい虫等防除事業補助について

- (1) 補助事業者と駆除業者との契約内容を明らかにする本契約書を実績報告書に添付させ、さらに、契約方法(随意契約による場合にはその理由)、請負業者名、請負価格等を確認できるよう実績報告の様式や必要添

補助事業者と駆除業者との契約内容、契約方法、請負業者名、請負価格等を確認できるように、関係する実施要領の改正を行った。

付書類の内容を検討すべきである。